

## 第20回たつの市農業委員会総会（7月定例会）議事録

令和7年7月28日（月）午前10時から第20回たつの市農業委員会総会（7月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員18名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田きん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	近藤 由香
----	-------	-----	-------	-----	-------

### 1 開 会

- 会長（猪澤敏一委員）  
あいさつ（内容省略）

### 2 開会宣告

- 議長（猪澤敏一委員）  
只今から第20回たつの市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

### ○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は18名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

なお、14番井上親志委員からは欠席の届出を受けております。  
たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
- ・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
- ・農地法施行規則第29条第1号該当転用の届出について

- ・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について
  - ・農地法第 3 条許可申請書の取下願について
- を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

### 3 会議宣告

#### ○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、3 番森下長幸委員、4 番松本有史委員に願います。

（「はい」との声）

次に、日程第 2「同意第 1 号 農業委員会農地利用最適化推進委員辞任の同意を求めることについて」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

#### ○事務局（井上吾郎君）

「同意第 1 号 農業委員会農地利用最適化推進委員辞任の同意を求めることについて」

7 月 7 日付けで■■■■推進委員から会長宛てに令和 7 年 7 月 31 日をもって農業委員会農地利用最適化推進委員を辞したい旨の辞任届が提出されました。

辞任の理由は健康上の都合ということで、委員としての活動ができない状況であることを確認しております。

農地利用最適化推進委員の辞任の要件として、辞任について正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て、推進委員を辞任できると農業委員会法第 23 条に規定されています。

辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い、一般の良識に基づいて判断すべきものでありますが、この度は、正当な事由として認められるものでございます。

農業委員会の同意は、同法第 30 条の規定に基づき、農業委員会の総会において、辞任申出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によって決まります。

また、■■■■推進委員の辞任が認められた場合、欠員が生じます。法令上、農地利用最適化推進委員の補充が必要な場合に関する規定

はございませんので、必ずしも欠員を補充する必要はないとされています。

しかしながら、農業委員会が定めた担当地区があり、欠員が生じたことにより地区の担当委員がいないという状態は避けなければなりません。■■■■地区の委員会の協議においても、任期満了日まで期間があり業務遂行に支障がある恐れがあるとのことであるため、本件委員会の同意後、委員会として新たに農地利用最適化推進委員を欠員補充していく方向で考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので、原案のとおり同意することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「同意第 1 号」は原案のとおり同意されました。

次に、日程第 3「議案第 121 号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 121 号 非農地証明願の承認について」

農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 3 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の願い出地は、新宮町内の登記地目・田、現況は山林、合計面積は 620 m<sup>2</sup>でございます。願い出人は、議案書のとおりで、平成 11 年以前から竹木の繁茂により山林化し現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真により確認し、山林であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員

の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2 件目の願い出地は、揖保川町内の登記地目・畑、現況は山林、面積は 380 m<sup>2</sup>でございます。願い出人は、議案書のとおりで、平成 11 年にはすでに山林化し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、御津町内の登記地目・畑、現況は山林、面積は 161 m<sup>2</sup>でございます。願い出人は、議案書のとおりで、平成 11 年以前から山林化し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 121 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 4「議案第 122 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 122 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 3 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の申請地は、神岡町内の田で、面積は 2,075 m<sup>2</sup>、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、譲渡人は市外居住のため耕作管理が難しいことから、以前から使用貸借により耕作をしている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、畑を耕作する農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請につきましては、新宮地区委員会での審議において、担当委員の調査により、譲受人の営農計画書の内容に疑義等があったことから、指摘事項について添付書類の再提出があるまで、審議を保留すべきとの意見でございました。

3 件目の申請地は、御津町内の田で、面積は 1,006 m<sup>2</sup>、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地元の方で隣接地と併せて購入を希望している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、果樹園としてレモン・ライム等を作付けする営農計画をたてており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、議案番号 1020 は審議保留とし、それ以外は原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 122 号」は、議案番号 1020 は審議保留とし、それ以外は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 5「議案第 123 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 123 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 2 件出ておりますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、神岡町内の田及び畑で、合計面積は 4,455 m<sup>2</sup>、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、譲渡人は高齢で農地の耕作管理が難しいことから、息子である譲受人に農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、畑を耕作する農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、新宮町内の畑で、面積は 411 m<sup>2</sup>、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、譲渡人は高齢で市外居住のため耕作管理が難しいことから、申請地の隣接地に実家がある譲受人に農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、季節野菜等を作付けする営農計画をたてており、必要な農機具も申請地に隣接する実家に所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第123号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6「議案第124号 農地法第4条の規定による使用目的変更に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第124号 農地法第4条の規定による使用目的変更に対する意見について」

4条案件が1件出ておりますので、ご説明いたします。

申請地は、揖保川町内の田で、面積は758㎡のうち107.52㎡、申請人は議案書のとおりで、転用目的は、貸露天駐車場でございます。

農地区分は、集団性のある農地である第1種農地（1-（1））ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、例外

的許可事由（⑤-5）に該当すると判断します。

当該地は既に造成されているため、貸露天駐車場にするための新たな資金は必要としておりません。

また、転用の妨げとなる権利設定や他の法令による制限もなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

なお、申請地の一部について、昭和 53 年頃に農業用倉庫、簡易郵便局の駐車場及び自家用駐車場として違反転用し、現在に至っています。この度、申請に伴い始末書の提出があり、転用の際に倉庫を撤去するとともに、新たに農地転用を申請し、関係法令に従い是正することを確認しており、支障はないものと考えます。

よって、農地法第 4 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

#### ○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 124 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 125 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

#### ○事務局（井上吾郎君）

「議案第 125 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

5 条使用貸借権設定の案件が 2 件でしておりますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町内の田で、面積は 178 m<sup>2</sup>、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連たんする第 3 種農地 (3- (3)) に該当すると判断します。

申請人は、借受人・貸渡人は議案書のとおりで、転用目的は、親である貸渡人が所有する農地を使用貸借し、露天駐車場及び露天資材置場とするものでございます。

土地の造成期間は許可後 30 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

また、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、議案第 124 号、番号 1038 の申請地と同一敷地内の揖保川町内の田で、面積は 758 m<sup>2</sup>のうち 346.05 m<sup>2</sup>、農地区分は、集団性のある農地である第 1 種農地 (1- (1)) ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、例外的許可事由 (⑤-5) に該当すると判断します。

申請人は、借受人・貸渡人は議案書のとおりで、転用目的は、親である貸渡人が所有する農地を使用貸借し、自己住宅を建築するものです。

土地の造成期間は許可日から 20 日間、施設の建築期間は令和 7 年 9 月 10 日から 90 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の書面にて、必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に

支障はないものと考えます。

なお、当該地の一部についての違反転用につきましては、議案第124号、番号1038での説明内容と同様であり、支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第125号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第8「議案第126号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題いたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第126号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5条所有権移転・売買の案件が3件でしておりますので、ご説明いたします。

1件目の申請地は、新宮町内の田で、合計面積は948㎡、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね500m以内）かつ農地（等）の集団規模10h未満の第2種農地（2-（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、転用目的は、売

電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可日から 120 日間、施設の建築期間は造成後から 240 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響についてですが、隣接農地 3 名のうち 1 名から同意を得られていないため疎明書にて提出がありました。理由につきましては、不同意者は、当初、太陽光発電施設の検討地権者であったものの条件を満たさなかったことから契約できなかったことから、この度の隣接者同意に応じてもらえなかったとのことでございます。しかしながら、太陽光パネルの設置については、隣接農地から一定の距離をとった計画としており影響はないものと考えられ、また、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、新宮町内の田及び畑で、合計面積は 1,068 m<sup>2</sup>、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね 500m 以内）かつ農地（等）の集団規模 10h 未満の第 2 種農地（2-（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可日から 120 日間、施設の建築期間は造成後から 240 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

なお、番号 1029 と本申請地とは隣接地ではありますが、両申請地の間に里道があること、また、50kw での低圧での太陽光発電の設置とするため、2 つに分けた申請となっております。ただし、太陽光発電施設等地域環境の調和に関する条例に基づく届出につきましては、一体として判断されることから、届出を行うことを確認してお

ります。

3 件目の申請につきましては、新宮地区委員会での審議において、担当委員の調査により、同意者への転用目的の説明に疑義等があったことから、同意書を再度取り直し再提出するまで、審議を保留すべきとの意見でございました。

4 件目の申請地は、揖保川町内の畑及び田で、合計面積は 1,069 m<sup>2</sup>、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね 500m以内）かつ農地（等）の集団規模 10h 未満の第 2 種農地（2-（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可後から 30 日間、施設の建築期間は土地の整地後から 30 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はありませんが、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、番号 1031 は審議保留とし、それ以外は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 126 号」は、番号 1031 は審議保留とし、それ以外は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 9「議案第 127 号 農地転用許可条件の変更に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 127 号 農地転用許可条件の変更に対する意見について」農地転用許可条件の変更の案件が 2 件でしておりますので、ご説明いたします。なお、1 件目と 2 件目の案件は同一案件でございます。

1 件目の申請地は誉田町内の雑種地で面積は 198 m<sup>2</sup>、申請人は、議案書のとおりで、当初の転用目的は、露天資材置場として、令和 6 年 11 月 15 日付けで許可済みでございます。この度、転用目的を、露天資材置場から、露天資材置場、ドッグラン及び露天駐車場に変更するものでございます。

2 件目の申請地は、1 件目の申請地の隣接地である誉田町内の雑種地で面積は 280 m<sup>2</sup>、申請人は、申請書のとおりで、当初の転用目的は露天資材置場として、令和 6 年 11 月 15 日付けで許可済みでございます。この度、1 件目の申請地と一体利用し、転用目的を、露天資材置場から、露天資材置場、ドッグラン及び露天駐車場に変更するものでございます。

この変更許可申請 2 件につきましては、資材の高騰などによる資材の取り扱いの減少、盗難等の恐れ等から空地が発生するため、露天資材置場のほか、ドッグラン及びドッグラン利用者の露天駐車場として、転用目的を変更するものであり、事業計画書及び土地利用計画図から、事業の妥当性及び継続性等を確認しております。

よって、いずれも転用許可の目的を変更することにつきまして、問題はないものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 127 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 10「議案第 128 号 農地法第 51 条第 1 項に該当する違反転用の勧告について（履行期限の決定）」を議題といたします。  
事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 128 号 農地法第 51 条第 1 項に該当する違反転用の勧告について（履行期限の決定）」

本議案につきましては、農地法第 51 条第 1 項に該当する違反転用について、違反転用者へ勧告書を送付するにあたり、農地へ復元する履行期限等を含め、定例会に諮る必要があることから審議いただくものでございます。

農地法第 51 条第 1 項該当理由につきましては、参考資料に記載の者が、揖保川町内の 3 筆うち、合計約 200 m<sup>2</sup>において、農地法第 4 条第 1 項の規定もしくは第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可を得ることなく、太陽光発電施設を設置し稼働させ、違反転用を行っていることが理由でございます。

違反転用の経緯でございますが、令和 7 年 5 月 16 日に近隣住民の方から、太陽光パネルを土地所有者自身が設置しているが、違反転用ではないかとの通報があり、当該農地について現地調査等を行ったところ、農地転用許可なく太陽光パネルを設置し、電柱から引き込みを行い、発電を稼働している状況でございました。

また、違反転用者につきましては、令和 3 年 1 月 25 日に営農型太陽光施設を転用目的とした 4 条申請を行ったものの、地元自治会

への説明が不十分であることから、農業委員会としては不許可相当として県へ進達し、県からは、疎明書の内容や、添付資料が不十分であることを理由に書類返却となった経緯がございます。

これらの状況から、違反転用事案として、事務局及び地区委員にて、是正指導を図ってきたところでございます。

是正指導の経緯につきましては、5月19日、6月2日、6月19日、7月15日の計4回、自宅訪問や市役所内での是正指導、またその他電話等での是正指導も行ってきました。また、6月11日には、地元地区自治会長から、強風による設置物の倒壊や飛来、漏電等の危険性があることから、近隣住民から不安の声があり、早期撤去するよう指導していただきたいとの相談・要望もございました。

農業委員会としましては、5月19日の最初の是正指導から2か月経過しましたが、太陽光パネル4枚程度の撤去のみであり、違反転用を行っている認識があるにも関わらず、早期是正の意思が見られないこと、また、地元自治会から早期是正の要望があることなどから、この度、勧告書を送付するものでございます。

なお、勧告書において、農地へ復元するための履行期限を、8月8日としています。勧告書の通知は7月定例会での決定後、同日付で送付する予定であり、履行期間は10日程度となります。履行期間の設定については、これまで再三是正指導していることや、地元からの早期是正要望があること、また、履行期限までに是正されない場合、県へ違反転用事案を報告する前に、8月定例会で意見を決定する必要があることなどから、8月8日としておりますが、設置物の状況等から、履行期間内での是正は可能であり妥当であると考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議あ

りませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 128 号」は原案のとおり決定することに決しました。

#### 4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前10時35分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 7 月 2 8 日

たつの市農業委員会議長  
( 会 長 )

議事録署名委員  
(3 番 森下長幸委員)

議事録署名委員  
(4 番 松本有史委員)